

売 買 取 引 の 条 件

1. 営業日及び営業時間について

- ・営業日は市場カレンダー（ホームページ参照）のとおり
- ・営業時間は下記のとおり（市場カレンダーは毎年11月頃公表いたします。）

項 目	開 始 時 間	終 了 時 間	せり売り開始時間
事務所（窓口対応）	8:00	16:00	
卸売場	0:00	15:00	
せり売り			
活魚			4:15
近海物			4:30

2. 取扱品目

品 目
1. 生鮮水産物及びその加工品
2. 加工食料品（材料に水産物を含むものに限る。）

3. 生鮮食料品の引渡しの方法

(1) 出荷者からの物品

物 品 引 渡 場 所	① 当社卸売場 ② 特別な理由がある場合は、都度協議により決定
引 渡 時 間	0:00 ~ 24:00
送 り 状 記 載 項 目	出荷者名 出荷年月日 品名 規格等級 数量 産地 その他確認に必要な事項 ※ 受領した際は、出荷者に対し、品名 数量 等級 品質 物品の状態 受領日時等を通知 ただし、受領の翌日までに売買仕切書を発送（FAX）する場合は通知に代えることができる
備 考	引渡しの際に種類又は品質の相違、腐敗、数量不足等の異常を認めたときは、別途対処する。

(2) 販売した物品

物品引渡場所	① 当社卸売場 ② ①による引渡が困難な場合、都度協議により決定
引渡時間	当社から卸売を受けた後、速やかに引取
荷渡票記載項目	荷主 品名 数量 買受人番号 産地
事故品	卸売後に物品の異常又は数量・品質に差異があった場合、広島市長が認めた場合（事故品）については、それに相当する減額をすることがある

4. 委託手数料、その他卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及び額

(1) 委託手数料

取扱品目	率
生鮮水産物及び加工品	100分の6.5

(2) 出荷者が負担する費用

項目	内容	費用
運賃	当該物品の当社卸売場までの運送料	実費
荷卸料	当該物品の荷卸に要する費用	荷役料等控除明細通り
保管料	冷凍、冷蔵、その他の方法により当該物品を保管したために要する費用	実費
氷代	当該物品の鮮度保持のため使用した氷の費用	実費
箱代	当社が手配したスチロール箱及び木箱	実費
通信費	当該商品を卸売するに当たって出荷者等への連絡による費用	荷役料等控除明細通り
その他	×代、水槽使用料、海水代ほか	実費
送金料	仕切金の銀行振込手数料	実費
郵便料	送金案内書発送時の切手代	実費

(3) 買受人が負担する費用

項 目	内 容	費 用
運 賃	協議により指定した場所までの運送費及び荷卸に要する費用	実 費
保 管 料	買受人が卸売物品の保管を依頼した時の費用	都度協議
氷 代	当社が手配した場合の費用	実 費
箱 代	当社が手配した場合の費用	実 費
そ の 他	上記以外で当社が手配した場合の費用	実 費

5. 卸売代金の支払期日と支払方法

(1) 出荷者に対する支払方法

項 目	委 託 物 品	買 付 物 品
支 払 期 日	卸売をした日の翌日 (出荷者と支払期日を定めた場合は当該期日) ※市場・銀行休日は翌営業日	引渡を受けた日の翌日 (出荷者と支払期日を定めた場合は当該期日) ※市場・銀行休日は翌営業日
支 払 方 法	現金・銀行振込	現金・銀行振込

(2) 買受人からの支払

項 目	委 託 物 品
支 払 期 日	当社から買受た取扱物品の引渡しを受けると同時 (買受人と支払期日を定めた場合は当該期日)
支 払 方 法	精算会社支払・現金・銀行振込

6. 奨励金等の交付基準、種類、内容及びその額

(1) 完納奨励金

種 類	内 容 (交 付 対 象 者)	交 付 額
完 納 奨 励 金	内 容 : 代金の期限内完納を奨励する等のため、 交付するもの 交付対象者 : 広島市中央卸売市場精算株式会社	精算会社への支払の内、 通常取引 : 完納金額の1000分の3.5 延べ取引 : 完納金額の1000分の2.5

7. 取扱物品の販売方法等に関する事項

(1) 販売方法

取 扱 物 品	販 売 方 法
全 物 品 共 通	せり売、相対売

(2) 売買取引の単位

項 目	内 容
売 買 取 引 の 単 位	重量、個数をもって単位と定める

(3) せり売り

項 目	委 託 物 品
参 加 者 の 条 件	仲卸業者及び売買参加者のみ
呼 値	単価(符号)
せり売りの方法	① その物品について、産地・出荷者・数量・その他せり売りに必要な事項を呼上げ開始する ② せり落しは、せり人が最高申込価格を3回呼上げたとき決定し、申込者をせり落とし人とする。 ③ せり人は、せり落とし人が決定したときは、直ちに単価・買受人番号を呼び上げる。

8. 受託物品の保管に関する事項

1. 当社は、受領した委託物品の販売が終了するまでは、その保管の責を負います
2. 当社は、当社の責めに帰すべき事由によって委託物品の保管中に生じた腐敗損傷等、委託者の受けた損害について、その賠償の責を負います。

9 売買参加者の知識・経験及び資力信用の判断基準に関する事項

項 目	内 容
売買参加者の定義	売買参加者とは、卸売業者が行うせり売又は入札の方法による卸売に参加する者として広島市に届出をした者。
承認基準	当社が発行する「せり売又は入札参加希望者確認書」を広島市へ提出する必要があります。 (広島市への届出の手続きでは、別途、添付資料等が必要になります。)